

令和2年12月28日

愛知県選挙管理委員会 殿

住所：[redacted]
愛知県知事大村秀章解職請求代表者 [redacted]

確約書

私、[redacted]は64の市区町村の選挙管理委員会に仮提出され保管されている愛知県知事大村秀章解職請求署名簿全ての受け取りに同意しないことを明確に宣言します。

理由等及び所見

同署名簿は他の請求代表者及び各地区受任者が仮提出された64市区町村の選挙管理委員会に、私が赴き目視により確認したところ、偽造署名と思料されるものが340001署名で比率78.1%、有効署名と思料されるものが95230署名で比率21.8%との結果になりました。

当該事象は想像の域を遥かに超え、組織的な違法行為（地方自治法第74条の4の2等）が行われたと推測でき、もはやリコール制度自体が崩壊したと推認できうる事象と解します。

同署名簿を「お辞め下さい大村秀章愛知県知事 愛知100万人リコールの会」事務局に返却した時、同会会長の高須克弥氏は、同署名簿を溶解すると公言しております。

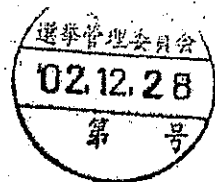
同署名簿に存する大量の偽造署名は犯罪要件を構成すると思料され、溶解は刑法第104条の証拠隠滅と解され仮に同署名簿を軽々に返却することは、共同正犯として愛知県選挙管理委員会及び64選管がなり得る可能性が排除できないと思料され、警察等による捜査及び裁判が終了しない状況下での同リコールの会事務局に返却はあり得ないと解されます。

同リコールの会が政治団体であることから受任者及び署名者の個人情報保護法の適用外であって、またそもそも受任者になる条件として、政治団体・同リコールの会に会員登録することが条件となっており、同会の個人情報保護規定には選挙等に利用できるとなっております。

個人情報の扱いに対して、受任者等から心配の声が聞こえてきました。善意の受任者・署名者の個人情報の利用・保存禁止等を確実に担保するには、64選管が同署名簿保管期間満了等を以って溶解することが最善であり、それが多くの受任者・署名者の心、お気持ちに安寧をもたらすことは明白です。

受任者・署名者を守る観点、広義には民心の安寧、民生の安定との側面からも何らかの解釈を以って同署名簿の保存期間満期を以って溶解することが切望されます。

愛知県選挙管理委員会及び64選管による国民、県民保護の観点から英邁な判断を望んでおります。



以上